

議案第 4 号

伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の
制定について

伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月28日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

権限に属する事項について相互に関連性がある伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会及び伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会を統合して、新たに伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会を置き、その調査審議の手続等を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設置、組織及び会議（第3条―第7条）

第3章 審査会の調査審議の手續（第8条―第13条）

第4章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び会議並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「実施機関」とは、伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（平成19年条例第1号）第2条第1項又は伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例（平成19年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。

2 この条例において、「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第12条の2第1項の規定により伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした実施機関
- (2) 伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例第23条の15第1項の規定により伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした実施機関

第2章 設置、組織及び会議

（設置）

第3条 伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第12条の2第1項及び伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例第23条の15第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び次に掲げる事項を行うため、伊賀南部環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 実施機関からの諮問に応じ、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議すること。
- (2) 情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関に建議を行うこと。

（組織）

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

第3章 審査会の調査審議の手續

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書（伊賀南部環境衛生組合情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（伊賀南部環境衛生組合個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又

は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参

加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会又は伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会又は伊賀南部環境衛生組合個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。